

令和4年度瀬戸市伴走支援型特別保証制度利用促進奨励金事業の主な変更点等

1 対象事業

- (1) 県経環融資制度要綱第8第1号キ(ウ)を追加
- (2) 金融機関の店舗単位における融資の件数が10件以上を奨励金の交付対象とした要件の撤廃
- (3) 融資の実行期間は、令和4年4月1日から令和5年2月28日まで

2 交付金額

- (1) 金融機関における奨励金の交付上限額を2,500万円から1,000万円に引き下げ
- (2) 店舗単位における上限額の撤廃
- (3) 予算額が、今年度3,500万円から1,000万円に減額

3 手続き

- (1) 事業参加申請を新設
- (2) 交付申請を事業完了後の手続きに変更し、実績報告を廃止
- (3) 概算払いの廃止
- (4) 各種様式の変更

(参考)

愛知県経済環境適応資金融資制度要綱 一部抜粋

第8 サポート資金の融資対象は、次に該当する中小企業者とする。

- (1) 次のいずれかに該当すること。

キ 経営改善等支援

以下(ア)から(ウ)までのいずれかに該当し、かつ経営行動に係る計画を策定した中小企業者

(ア) 保険法第2条第5項第4号の規定による認定（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）を受けていること

(イ) 保険法第2条第5項第5号の規定による認定（売上高等の減少を要因とするものに限る。）を受け、かつ次のいずれかに該当すること

(i) 売上高減少率が15%以上であること

(ii) 売上高減少率が15%未満のものにあつては、最近1か月間に対応する前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少していること

(ウ) 次のいずれかに該当すること

(i) 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して15%以上減少していること

(ii) 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少し、かつ前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少していること